

平成 27 年 9 月 8 日

## 遺言に関する銀行実務の観点からの検討

三井住友銀行

浅田 隆

(本資料は、本部会審議の参考のため、銀行実務(遺言執行実務を含む)の観点から、遺言に関して問題意識を有している事項を列挙したものである。なお、部会資料5「第2 自筆証書遺言の方式の見直し」、「第3 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し」についての詳細な検討を経たものではなく、本資料において記載がない事項について部会資料5の各提案に賛否を表明する趣旨でもないことにつき、留意されたい。)

### ・遺言の形式要件

特に自筆証書遺言の場合、民法の定める形式要件の不備があるなど、その有効性に疑義があるものが少なくない。また、遺言としては無効でも死因贈与としては有効であると主張されて、対応に苦慮することもある。偽造等の懸念もあるので形式要件の緩和には慎重にならざるを得ないと思われるが、不備が少なくなるような見直しを検討できないか。

### ・公正証書遺言の安定性確保

公正証書遺言について、遺言者の遺言能力欠如などを理由にその有効性が争われる事案も少なくなく、銀行も相続人間の紛争に巻き込まれるケースが多い。また、預金債権等を遺贈する内容の公正証書遺言について、口授要件(民法 969 条 2 号)が否定された裁判例も複数みられる(近時のものとして、宇都宮地判 H22.3.1 金判 1436 号 96 頁など)。公正証書遺言については、公証人において遺言能力の判断を正確に行うことが求められるべきであり、法律上そのような手当てをするべきではないか。少なくとも、債務者や第三者を保護する観点から、公正証書遺言の内容を信用した場合は免責されるとの規定を置くことを検討できないか。

### ・遺言の撤回

何通もの遺言を作成する遺言者は少なくないが、どれが最新かつ有効な遺言書なのか、複数の遺言は抵触しているのか等につき、確認に労力を要したり、銀行が相続人間の争いに巻き込まれたりすることがある。例えば、撤回の方法や遺言の保管方法等を工夫することはできないか。少なくとも、公正証書遺言は公正証書遺言以外では撤回できないとすべきではないか。さらに、自筆証書遺言についても、検認制度は存置しつつ、何らかの登録制度を導入することはできないか。例えば、現在の公正証書遺言作成の照会制度を自筆証書遺言にも拡大することが考えられる(公証役場において公証

人により確定日付を付し、公正証書遺言および自筆証書遺言の作成年月日等のシステムによる照会を可能とする)。

・「相続させる」遺言等における遺言執行者の権限

「相続させる」遺言及び包括遺贈の対象となった預金に関し、遺言執行者に執行の余地、すなわち払戻請求権があるかについては裁判例が分かれており、対応に苦慮することが多い。通常、遺言者の意向は遺言執行者にすべての相続財産を換価させることにあるだろうし、銀行としても遺言執行者に支払えば免責されるという制度設計が安定的で望ましい。例えば、以下①または②のような方法が考えられる。

①相続させる遺言及び包括遺贈の対象となっている債権であっても、遺言執行者は取立・換価の権限を有し、相続人・受遺者は遺言執行を妨げることはできないものとする。

②遺言執行者は全相続人の代理人であるから、当然に相続財産に含まれる債権の取立・換価権限があると法定する。

・遺言執行者が第三者に遺言執行を任せることの可否

遺言執行者の復任権は原則として認められないところ（民法 1016 条。背景には自己執行義務という考え方があると思われる）、実際には、遺言において遺言執行者に指定された一般人（多くは相続人である）が弁護士や金融機関等の専門家に遺言執行を任せけるケースも多くなっており、当該委任の有効性が問題となることがある。しかし、類似する規定があった信託法においても、平成 18 年改正において受託者の権限として第三者へ委託できる場合を実質的に拡大している（信託法 28 条）。立法での解決が望まれる。

・遺言の内容の解釈

特に自筆証書遺言の場合、文言が判別しにくく解釈に困るものが少なくない。例えば、専門家のチェックを通したり、解釈の仕方ある程度法定したりする等の見直しにより、遺言の解釈の幅を狭めるような方策を検討できないか。

・その他

遺言執行者が複数人ある場合に可否同数となった場合のデッドロック回避（民法 1017 条）、遺言執行者と相続人の利益相反関係の整理（民法 1015 条関係）、「相続させる」遺言等における遺言執行者の不動産移転登記権限の導入、遺言執行を妨害する相続登記の排除を判決に拠らずして可能とする規律の導入、保険法・信託法の規律と遺言執行者の権限の関係の整理（後継年金受取指定のある年金受給権や帰属権利者指定のある信託契約の残余財産等）などについても整理が望まれるとの意見があった。

以上